

I. 地域支援体制の確立

① 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等を行うことにより、支援の体制整備を構築する。

(※)文部科学省の実施する「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」と協働して実施する。

